知っていますか？

遺伝子組換え表示制度

「遺伝子組換えでない」旨の表示（任意表示制度）について、情報がより正確に伝わるよう 2023 年４月から新しい制度になりました。
なお、義務表示制度は変更はありません。

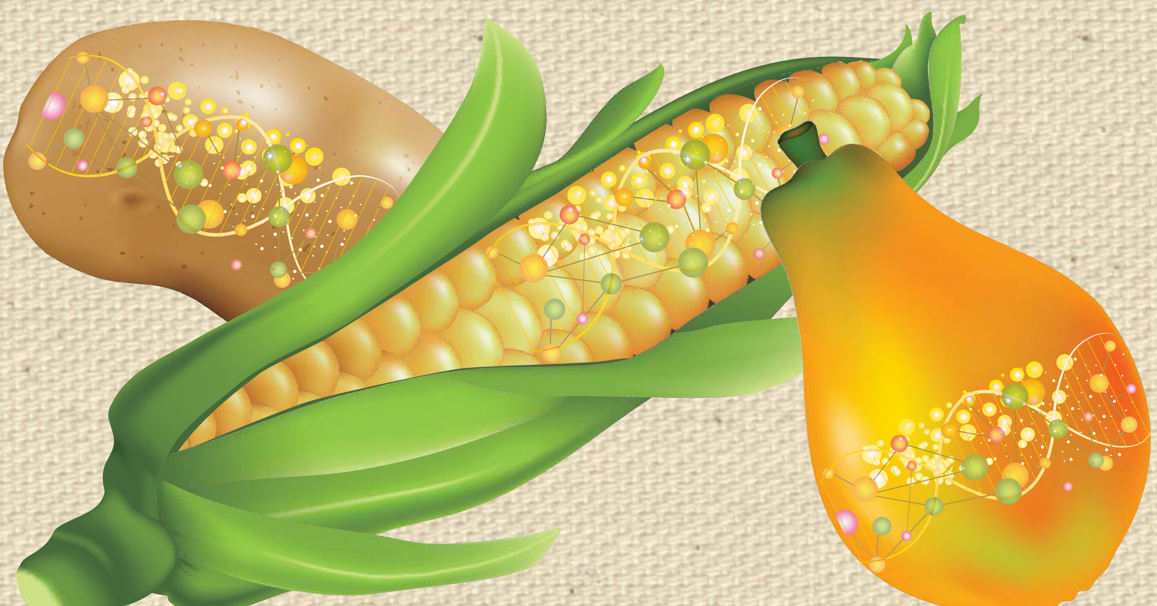

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく安全性審査を経ています。

遺伝子組換え表示制度は、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の第３条及び第 18 条に定められています。

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

義務表示制度

義務表示の対象農産物及びこれらを原材料とした対象加工食品について、遺伝子組換え農産物や遺伝子組換え農産物と分別管理していないものを使用している場合は、その旨を表示する必要があります。

義務対象

安全性審査を経て流通が認められた９農産物及びそれを原材料とした33加工食品群※1

（食品表示基準　別表第17）

対象農産物	加工食品※2
大　豆 （枝豆及び大豆もやしを含む。）	１ 豆腐・油揚げ類、２ 凍り豆腐、おから及びゆば、３ 納豆、４ 豆乳類、５みそ、６ 大豆煮豆、７ 大豆缶詰及び大豆瓶詰、８ きなこ、９ 大豆いり豆、10 １から９までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	１ コーンスナック菓子、２ コーンスターチ、３ ポップコーン、４ 冷凍とうもろこし、５ とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、６ コーンフラワーを主な原材料とするもの、７ コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）、８ 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、９ １から５までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	１ ポテトスナック菓子、２ 乾燥ばれいしょ、３ 冷凍ばれいしょ、４ ばれいしょでん粉、５ 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、６ １から４までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿　実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

★　**しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示をすることは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。**

※１　組換えDNA等が残存し、科学的検証が可能と判断された品目
※２　表示義務の対象となるのは主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位３位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が５％以上であるもの）

表示方法

遺伝子組換え農産物及びそれを加工食品の原材料とした場合

義務表示については、当該原材料の後ろにかっこを付して表示してください。

遺伝子組換え農産物である旨を表示

＜表示例＞「大豆（遺伝子組換え）」　等

名称：ポップコーン
原材料名：とうもろこし（アメリカ産）（遺伝子組換え）、パーム油、食塩・・・

分別生産流通管理をしていない（遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別していない）場合及びそれを加工食品の原材料とした場合

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

＜表示例＞
「大豆（遺伝子組換え大豆と分別管理していない）」
「大豆（遺伝子組換え不分別）」　　等

名称：豆腐
原材料名：大豆（アメリカ産）（遺伝子組換え不分別）、食塩／凝固剤　・・・

使用している大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理していません。

任意表示制度

義務表示の対象農産物及びこれらを原材料とした加工食品について、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認したものを使用している場合は、その旨を表示することができます。

旧制度

分別生産流通管理をした対象農産物及びそれらを原材料とする加工食品

→ 「遺伝子組換えでないものを分別」
「遺伝子組換えでない」
等の表示が可能

「分別生産流通管理(IPハンドリング)」

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物について、生産、流通及び加工の各段階で管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることを言います。

※大豆·とうもろこしについては、適切に分別生産流通管理した場合でも、遺伝子組換え農産物の意図しない混入が避けられないことから、5%までの意図しない混入を認めています。

現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

→ **適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能**

<表示例>
「大豆(遺伝子組換えの混入を防ぐため分別)」
「大豆(遺伝子組換えが混入しないよう分別)」
「大豆(遺伝子組換え混入防止措置済)」　等

名称：豆腐
原材料名：大豆(アメリカ産)(分別生産流通管理済)、食塩／凝固剤　・・・

名称：ポップコーン
原材料名：とうもろこし（アメリカ産)、パーム油、食塩　・・・
原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

任意表示については、一括表示枠外の容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて表示することもできます。
適切に分別生産流通管理された旨の表示方法について、詳しくは裏面をご参照ください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする加工食品

→ **遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨の表示が可能**

<表示例>
「遺伝子組換えでない」
「非遺伝子組換え」　等

名称：豆腐
原材料名：大豆（国産）(遺伝子組換えでない)、食塩／凝固剤　・・・
原材料に使用している大豆は非遺伝子組換えのものです。

新たな任意表示制度に関する Q&A

Q1 適切に分別生産流通管理された旨を表示したいのですが、どのように表現したらよいでしょうか。
例えば、「遺伝子組換え大豆の混入が５％以下になるように管理しています。」という表示はできますか。

A1 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示する必要があります。以下に挙げる表示例以外にも、遺伝子組換え食品と分けて管理を行った旨が消費者に伝わるような表現であれば、使用することができます。

（一括表示事項欄に表示する場合の例）
「分別生産流通管理済」
「遺伝子組換え混入防止管理済」
「遺伝子組換えの混入を防止するため分別」
「遺伝子組換えが混入しないように分別」

（一括表示事項欄外に表示する場合の例）
「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」
「原料に使用している大豆は、遺伝子組換え大豆の混入を５％以下になるよう管理しています。」
「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」

このとき、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の割合について、表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換え大豆はほぼ含まれていません。」、「遺伝子組換えトウモロコシの混入をできる限り抑えています。」等）は避けるべきです。また、適切に分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の混入がある大豆及びとうもろこしに対して、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤認するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等）は、不適切な表示となります。

例に挙げている表示のように、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、事業者は表示と商品に矛盾がないように注意してください。

Q2 適切に分別生産流通管理を行った原料を使用していれば、必ずその旨を表示しなくてはいけないのですか。

A2 適切に分別生産流通管理を行った旨の表示は義務表示ではありません。適切に分別生産流通管理をした対象農産物を原材料とした場合、当該原材料名（大豆やとうもろこし等）のみか、又は当該原材料名とともに適切に分別生産流通管理が行われた旨を表示することができます。

Q3 「遺伝子組換えでない」と表示するための条件を教えてください。

A3 適切に分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換えでない」と表示することができます。遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法としては、第三者分析機関等による分析※4 や、以下を証明する書類等を備えておくことなどが考えられます。

① 生産地で遺伝子組換えの混入がないことを確認した農産物を専用コンテナ等に詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していること

② 国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品と混ざらないことを確認していること

③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、その旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

なお、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。

※３　現在、日本において食用として使用することを目的とした遺伝子組換え作物の商業栽培はありません。
※４　第三者分析機関等の分析は、任意表示の必須の条件ではありません。

消費者庁食品表示企画課
東京都千代田区霞が関 3-1-1
中央合同庁舎第４号館６階
03-3507-8800（大代表）

遺伝子組換え表示　検索